



the most beautiful
villages in japan

曾爾

そこに



ふれあいサロンも3年目をスタートしました。5月10日(木)は軍手人形を作りました。隣の方と話しながら楽しい雰囲気の中、仕上げる事ができました。可愛い軍手人形ができました。

これからも皆さんの参加をお待ちしています。

ふれあい
再発見!!

議会だより P2

むらの話題 P3
体育指導、民生委員・児童委員活動強化週間 ほか

お知らせ P5
美人通信、村内一斉河川清掃、後期高齢者医療保険から平成30・31年度保険料率改定のお知らせ ほか

みんなの広場 P12
ほけん事業予定表 ほか

議会構成 (敬称略)

= 役職改選 =

■ 常任委員会

□ むらづくり推進委員会

委員長 萩原 徳一
副委員長 神出 光
委員 木治 正人
委員 堂浦 鶴清
委員 岡本 一重
委員 松本 喬
委員 大向 重信

□ 予算決算委員会

委員長 大向 重信
副委員長 松本 喬
委員 木治 正人
委員 堂浦 鶴清
委員 岡本 一重
委員 神出 光
委員 萩原 徳一

□ 議会運営委員会

委員長 萩原 徳一
副委員長 大向 重信
委員 木治 正人
委員 堂浦 鶴清
委員 岡本 一重
委員 松本 喬
委員 神出 光

■ 各組合議会議員

□ 宇陀衛生一部事務組合

議員 坂井 英治
議員 萩原 徳一

□ 桜井宇陀広域連合

議員 堂浦 鶴清

□ 東宇陀環境衛生組合

議員 坂井 英治
議員 木治 正人
議員 岡本 一重

□ 曾爾御杖行政一部事務組合

議員 木治 正人
議員 大向 重信
議員 萩原 徳一

□ 奈良県広域消防組合

議員 松本 喬



副議長 岡本 一重



議長 坂井 英治

正副議長就任あいさつ

村民の皆様には、平素より村政並びに村議会に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。私たちは、この度の第1回臨時会におきまして議員各位のご推挙をいただき、正副議長の要職に就任させていただくことになりました。

今日、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しております。本村の財政も厳しい状況が続いておりますが、そのような中であつても、財政の健全化に向けた取り組みや地方創生を進めながら、過疎化による少子高齢化対策、医療・福祉対策、防災対策など、諸課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、私たち村議会は、従来の慣例にとらわれることなく、より一層の創意工夫と努力を積み重ねるとともに執行機関と真摯な議論を行い、有効な政策を推進し、「日本で最も美しい村めるべの郷曾爾」の発展と村民の福祉向上のために全力を尽くしてまいります。

今後とも、村民の皆様のお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

臨時会

平成30年第1回曾爾村議会臨時会が5月8日に開会し、次のとおり審議された議案は、承認され同日閉会しました。

■ 専決処分承認

□ 曾爾村税条例の一部を改正する条例

□ 曾爾村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いずれも地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、村条例の一部を改正する必要があるが、3月31日専決処分したものです。

第2回定例会開催日

■ 本会議

6月12日(火) 午前9時30分開会

(一般質問、議案上程)

6月21日(木) 午前9時30分開会

(質疑、採決)

■ 常任委員会

6月18日(月) 午前9時30分開会

☆ 体育指導 ☆

5月7日(月) 体育指導がありました。マットの上を走ったり跳んだり、スキップをしたりと体を動かす楽しさを教えてもらいました。



☆ 和太鼓指導 ☆

5月11日(金) 和太鼓指導がありました。

♪と・と・とまと・やあー♪の掛け声と和太鼓の音が園内に響きました。



☆ 歯科検診・歯の健康教室 ☆

5月16日(水) 園歯科医の田中先生に子どもたち一人ひとりの歯を診て頂きました。子どもたちと保護者を対象に保健師・歯科衛生士による歯の健康教室も行われ「丈夫な歯を作るためには虫歯にしないことが大切」と再認識しました。



新しいマスコットキャラクターの誕生です

去年初めて曾爾村に飛来してきたアサギマダラ。曾爾街道風景づくり隊のみなさんでフジバカマという花を植え、南国から曾爾村まで無事に来てもらうことができました。



以前皆様からマスコットキャラクターの名前を募集し、ついに決定しました。

名前は「アサギッピ」です。とても可愛らしい名前を有り難うございました。これからもアサギッピと一緒に曾爾村を盛り上げていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。また秋には、イベントを行いたいと考えていますので、その際は是非遊びに来て下さい。

曾爾街道風景づくり隊
曾爾村観光協会事務局

民生委員・児童委員 活動強化週間

5月9日(水)、民生委員・児童委員の活動について理解を深めていただくため、村内各所で声かけ運動を実施しました。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、高齢者福祉や障害者福祉など様々な福祉に関する活動を行っていて、児童委員を兼ねています。

児童委員は、元気に安心して暮らせるよう子どもたちを見守り、妊娠中や子育てへの不安などの子どもに関する心配ごとの相談や支援を行っています。

また、一部の児童委員は、厚生労働大臣から指名を受けて、子どもに関することを専門的に担当する主任児童委員として活動しています。



保育園



小学生



中学校



すすき福祉作業所

「6ヶ月チャレンジ体験記」

実施期間5月15日～12月まで

35歳 男性
 体重：80Kg 腹囲：90cm
 6ヶ月後の目標
 今よりも10kg減らす！

3歳の娘に”豚”と嘲笑される毎日……。失った誇りと希望を取り戻す旅がはじまります。

6ヶ月チャレンジとは？！

特定健診受診者のうち、生活改善に取り組みたい人を対象に栄養士・理学療法士・保健師と共に生活改善メニューを立て6か月間取り組んでいただくプログラムです。

平成29年度も約10名の参加があり、見事体重減少や血液データの改善などがみられました。

今年度も特定健診受診者を対象に実施予定です。

このチャレンジを多くの方に知ってもらうために一足先に、生活改善に取り組みたい保健福祉課職員が6ヶ月チャレンジに挑戦しています。

体重や腹囲の増減、取組みの様子などを2か月に1回ご紹介します。

栄養士・理学療法士・保健師と共に立てた生活改善メニュー

- 食事について
 - ・1口20回かんで食べる
 - ・昼食、夕食に野菜料理をとり入れる
 - ・夕食の炭水化物の量を減らす
- 運動について
 - ・お昼ごはん後スクワット20回
 - ・ゴムを使った筋トレ 10回×3種類
 - ・お昼ごはん後、15分程度早歩き



明治国際医療大学
伊藤 和憲教授

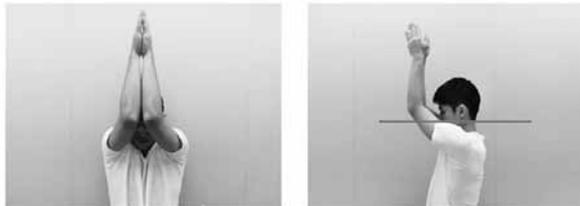
肩こりや腰痛など、誰もが1度は経験したことがあるのではないのでしょうか？
肩こりや腰痛は突然起こるわけではなく、その前段階があります。それが、筋肉のこわばり、いわゆる「筋肉の硬さ」です。筋肉には、熱を保持する断熱材の役割、エネルギーを貯蔵する役割、衝撃を吸収する役割などその役割は様々です。特に、筋肉が固くなると衝撃を吸収することができないため、腰や首などの骨や神経に負荷がかかり、痛みが生じることになります。そのため、筋肉を柔らかく保つことは大切です。

それでは、何故筋肉が固くなるのでしょうか？筋肉が固くなる理由は、年齢などにより筋肉が少なくなることで固くなる場合（萎縮）とストレスなどで筋肉が固くなる場合（緊張）があります。特に、高齢者では萎縮が、若者では緊張が目立つのが特徴です。しかし、年齢を問わず自分の身体がどのくらい硬いかを知っている人は、それ程多くはありません。そこで、自分の身体の硬さを定期的に調べてみましょう。

まず、上肢の検査ですが、両手と両肘を合わせ、その間が離れないように、真っ直ぐに上へ上げていきますが、離れないで腕を上げられる位置がポイントです。正常では肘が口から鼻の辺りにやってきます。そこまで、肘が上がらない人は上半身が硬くなっています。他方、下肢の検査ですが、足を肩幅に開いた状態でゆっくりとしゃがみます。その際、踵を上げずにしゃがむことができれば正常、踵が上がったり、手をついたり、尻もちをついたら身体が硬い証拠です。特に上肢が固い人は肩こりに、下肢が固い人は腰痛や膝痛になりやすい状態と言えます。

第2回で紹介したわかテストが正常にも係わらず、身体が硬い人は筋肉の緊張が考えられるストレス型、わかテストが異常でかつ身体が硬い人は筋肉が萎縮した老化型です。なお、ストレス型ではストレッチが、老化型ではお風呂やカイロなどで暖めることが効果的です。自分の身体の状態を定期的に調べ、肩こりや腰痛予防に役立てましょう。

A: 正常



B: 異常

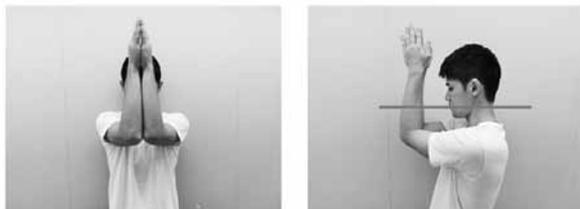


図1: 上肢の検査

両手と両肘をつけて状態で腕を真っ直ぐに上へ上げましょう。両手と両肘がついた状態で、口から鼻の高さまで上がるのが正常です。

A: 正常



手を前で組み、踵を上げずに真っ直ぐ座る

B: 異常



踵(かかと)が上がっている



バランスを保てずに尻もちをつく

図2: 下肢の検査

足を肩幅に開いた状態でゆっくりとしゃがみましょう。その際、踵を上げずにしゃがむことができれば正常です。

村内一斉河川清掃

とき 6月3日(日) ※ 荒天の場合は延期いたします。(予備日:6月10日(日))

村内全域で河川清掃を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。開始時間等詳しくは各大字役員さんにお問い合わせください。

なお、荒天による延期の連絡は、当日の朝6時30分頃、防災無線で放送いたします。

住民生活課

『宇陀郡教科書展示センター』の開設について

平成31年度から使用する中学校教科書(道徳)の採択が行われます。

つきましては、教科書見本を下記のとおり展示しますので、閲覧を希望される方はお越しく下さい。

展示閲覧期間 6月15日(金)~7月13日(金)

展示場所 曾爾村役場第三会議室『宇陀郡教科書展示センター』

スポーツ振興くじ(toto)助成事業

平成30年度 第1回・第2回桜井宇陀サッカー教室の開催について

日時・場所 (第1回目:うだ教室) 6月16日(土) 大宇陀ふれあい交流ドーム
(第2回目:さくらい教室) 7月7日(土) 芝運動公園
いずれも、午後1時30分から午後3時30分まで

参加対象者 4歳~小学生(サッカー未経験者や性別は問いません) ※申込多数の場合は、桜井宇陀広域圏(桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村)に住所を有する方を優先します。

参加費 無料

持ち物 運動靴(金属スパイク不可)、タオル、飲物

※サッカーボールは主催者で準備しますが、マイボールを持参可

申込方法 参加申込書をFAX・郵送または持参してください。

締切日 (うだ教室分) 6月11日(月) 必着
(さくらい教室分) 7月2日(月) 必着

定員は、いずれも100名です。

お問い合わせ 〒633-0112 桜井市大字初瀬1626-1
桜井宇陀広域連合 サッカー教室係へ

☎0744-47-7077 FAX0744-47-7078 e-mail: info@sakurai-uda.or.jp



事業主の皆様へ 労働保険年度更新について

平成30年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、6月1日(金)から7月10日(火)までの期間です。

期日中の手続・納付をお願いします。

早期申告納付のお願い 年度更新申告書は、5月末頃に事業場あて送付いたしますので、申告書が届きましたら、お早めに申告・納付をお願いいたします。

申告・納付期日である7月10日(火)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。

ご注意 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室 ☎0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

平成30年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

申込受付期間

○インターネット（原則）

6月18日（月）～6月27日（水）

○郵送または持参

6月18日（月）～6月20日（水）

（通信日付印有効）

第一次試験日 9月2日（日）

試験地 奈良市、大阪市ほか

※受験資格等の詳細は、人事院

ホームページ「国家公務員

試験採用情報NAVI」に

掲載しています。

お問い合わせ 人事院近畿事務

局 試験第二係

☎0647962191

奈良で働きたい方を「ジョブならnet」が応援！

「ジョブならnet」は、奈良で働きたい人と県内企業のた

めの就職ポータルサイトです。まずは「ジョブならnet」にアクセスし、登録してください。

企業の新着情報や就職に関するイベント等の情報を得ることができます。インターネット上で自分をPRし、求職の意思を企業へ直接伝えることができます。

お問い合わせ

奈良しごとセンター

☎07422315729

FAX 07422331777

<https://www.job-nara.pref.nara.jp/>

曾爾村学童保育指導補助員アルバイトの募集

勤務地 曾爾小学校

勤務内容 学童保育指導補助

時給 790円

対象者 高校生以上

定員 若干名

勤務時間 7月23日～8月24日

まで（夏期休業中）

定休日 土・日・祝日・お盆

勤務時間 9時30分～16時30分

まで、6時間勤務（1時間

休憩）

応募方法 6月29日（金）まで

に履歴書を曾爾村教育委員会事務局まで提出下さい。

選考方法 面接

お問い合わせ 曾爾村教育

委員会事務局内 ☎94-

2104（担当：香束）

曾爾村B&G海洋センタープールアルバイト募集

勤務地 曾爾村B&G海洋セ

ンター（曾爾村大字今井

653）

勤務内容 プール監視・清掃業

務・その他

時給 805円～815円

対象者 高校生以上

定員 若干名

勤務期間 7月3日～8月31日

まで

定休日 毎週月曜日（月曜日が

祝日の場合はその翌日）

勤務時間 9時～17時内、5時

間から7時間勤務

応募方法 6月15日（金）まで

に履歴書を曾爾村教育委員会事務局まで提出下さい。

選考方法 面接

その他 6月下旬に実施する水

上安全講習会を必ず受講すること（※講習会分の賃金は発生しません）

お問い合わせ 曾爾村教育

委員会事務局内 ☎94-

2104（担当：會田）



自衛官募集案内

種 目	資 格	受付期間	試 験 日
自衛官候補生	18歳以上27歳未満の者	随 時	受付時にご連絡します

詳しくは自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。

自衛隊天理募集案内所 ☎0743-63-2540 ホームページ : <http://www.mod.go.jp/pco/nara>

E-mail : hq1-nara@pco.mod.go.jp

田植えオペレーターが田植え作業を代行しました／若手作業者も育成中！

曾爾村農林業公社では、村内の農地を次代に守りつなぐため、耕耘、田植え、収穫など、生産者の農作業を部分的に担う「農作業受託」のサービスを展開しています。今春は、田植えの依頼が3件あり、受託作業を実施しました。作業を担うオペレーターには、ベテラン農家のほか、元地域おこし協力隊の森岡智紀さん(36)も技術を習得し、オペレーター業務を担いました。作業を依頼した水田の所有者は「高齢化が進み、農



作業を頼みたい村民は増えてく

ると思う。若いオペレーターが作業をしっかりと担ってくれて大変心強い」。作業を担った森岡さんは「今後もし引き続き受けていきたい」と話しています。農林業公社では今後、若手をオペレーターとしてさらに育成し、村の農業生産活動をサポートする体制を整えていきたい考えです。

お問い合わせ
一般社団法人曾爾村農林業公社
☎9412116



曾爾村起業等人材育成支援事業補助金制度のご案内

曾爾村の区域内において起業の創出や起業者及びその関係者の定住等の促進を図るため、起業などの人材育成を支援する創業者の方に対して下記のとおり助成いたします。

対象者の要件

- ・20歳以上60歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できるとする法人
- ・補助金交付後5年以上継続できるとする者(法人含む)
- ・創業支援セミナーを受講し、経営、財務、人材育成及び販路開拓の4分野すべての知識を身につけたと認められた者
- ・村税等の滞納がない者

補助内容

- ・予算の範囲内で補助対象経費

の2分の1(1件あたり上限100万円)

・対象期間は補助開始年度を含め継続した3年度を限度

なお、補助対象者や補助対象経費の用途などについては条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課
☎9412116

薪ストーブ設置費補助金交付要綱の制定について

曾爾村では、平成30年度より村内における未利用の間伐材等を活かした、木質バイオマスへの利用促進を図るため、薪ストーブ設置にかかる経費の一部を補助します。

対象者の要件

- ・村内に住所を有する者で、自らが居住する住宅等、又は居住しようとする曾爾村内の住宅等に未使用の薪ス

トープを設置しようとする者、又は村内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であること

・購入した薪ストーブを適切に設置し、適正に維持管理できるとする者

・村税等の滞納がない者

対象経費 薪ストーブの設置に係る経費(本体、煙突、窓枠工事及び取付施行に係る経費)の一部とする。ただし、経費のうち国・県・その他から補助金等で整備したものについては、当該経費から補助金等の金額に相当する金額を除くものとする。

補助金額及び補助対象

- ・補助金 薪ストーブの購入・設置経費の1/2、補助限度150,000円
- ・対象 1基のみ(1世帯・1法人)

お問い合わせ・お申し込み

曾爾村役場企画課
☎9412116

「定住促進奨励金制度」の案内

曾爾村では、定住したい方をバックアップするための「定住促進奨励金制度」を用意しています。Uターン奨励金、転入奨励金（45歳以下が対象）、ふるさと就労奨励金の3タイプあります。概要は次の通りです。

相談日の種類	奨励金		内容
● Uターン奨励金	世帯（2人以上）	200,000円	曾爾村に定住の意志のある方が就業のためにUターンされた場合で、45歳以下の方。また、世帯の中に義務教育(村内施設で就学)修了前の方には1年あたり2万円支給します。
	単身者	50,000円	
上記の内、農林業従事される方及び村長が指定する産業に従事される方	世帯（2人以上）	300,000円	曾爾村に定住の意志のある方が転入された場合で、45歳以下の方。また、世帯の中に義務教育(村内施設で就学)修了前の方には1年あたり2万円支給します。
	単身者	100,000円	
● 転入奨励金	世帯（2人以上）	100,000円	曾爾村に住所を有し、村内に家族があつて定住の意志のある方が新卒就業された場合。
	単身者	50,000円	
上記の内、農林業従事される方及び村長が指定する産業に従事される方	世帯（2人以上）	300,000円	
	単身者	100,000円	
● ふるさと就労奨励金	地元企業に就職した場合	100,000円	
	村外の企業に就職した場合	70,000円	

○**支援資格** ①Uターンとは、就業のために1年以上村外に住所を移していた村内出身者の方で、就業のために再び本村に住所を定める45歳以下の方を言います。②転入とは、村外出身の方で、新たに曾爾村に住所を定める45歳以下の方を言います。③新卒就業とは、学校卒業年度の翌年度末までに新規に就業する方で、同一事業所に3ヶ月以上継続勤務した方を言います。④定住とは、曾爾村に5年以上にわたり住所を有し、かつ継続して居住することを言います。

また、住民基本台帳法による住民登録をした（している）方、外国人登録法による外国人登録をした（している）方を言います。

○**交付要件** ①Uターン奨励金及び転入奨励金は5年を経過したときに交付されます。②ふるさと就労奨励金は、5年以内に転出された場合は金額の一部を返還しなければなりません。③税の滞納がある等要件を満たさない場合は、交付しないことがありますので各々の奨励金の概要をご覧ください。

お問い合わせ 曾爾村役場企画課 ☎94-2116

「定住促進若者定住住宅支援整備奨励金」の案内

曾爾村では、定住する意志のある若者が、住宅を新築・改築・増築・購入する場合、毎年10万円ずつ5年間交付する「定住促進若者定住住宅支援整備奨励金」制度をご利用いただけます。主な要件は下記の通りです。

○村に住所を有する本人か配偶者が45歳以下であり、生計を一にする夫婦、または子供と同居し、養育している者であること

○平成28年4月1日から平成33年3月31日までに取得した住宅であり、取得から6カ月以内に申請書等の書類を提出すること

○居住部分の延べ床面積が50平方メートル以上で、家屋調査が行われた住宅であること

お問い合わせ 曾爾村役場企画課 ☎94-2116

蜂の巣等駆除用防護服の貸出しについて

蜂の巣を自己責任で駆除する方に、蜂防護服の無料貸出を行います。

防護服の貸出は予約制です。利用を希望される方は、事前に電話などでお問い合わせのうえ、申請書を提出して下さい。

なお、オオスズメバチの巣や屋根裏などの閉鎖空間の巣の駆除は大変危険ですので、有料の専門駆除業者（ペストコントロール協会0742-23-7312）へ依頼してください。

貸出要件 18歳以上で村内に住所を有する者、土地又は建物を所有している者

貸出期間 貸出期間は4日以内

お問い合わせ 曾爾村役場住民生活課 ☎94-2102

児童手当・特例給付制度のご案内

受給中の方は現況届を!受給中でない方は認定請求を!

- 支給対象** 児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として支給されます。

平成30年度 所得制限限度額

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円

◇上記限度額と控除後の所得額を比較し、所得判定を行います。

◇扶養親族等の数とは、所得税法で定める控除対象配偶者、扶養親族、扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者のことです。

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額は、その超えた人数1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

- 支給額(1人当たり月額)** 3歳未満の児童：一律15,000円、3歳以上小学校修了前の児童：第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生：一律10,000円、特例給付：一律5,000円

児童手当・特例給付を受給している方 児童手当・特例給付を受給している方は、現況届・必要書類一式をそろえて6月中に住民生活課(公務員の方は勤務先)へ提出してください。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

お子さんが生まれた方・転入してこられた方 出生日・転入日の翌日から15日以内に、「認定請求書」(第2子以降の出生の場合は「額改定請求書」)を住民生活課(公務員の方は勤務先)へ提出してください。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので注意してください。

- 寄附** 児童手当・特例給付の全部又は一部を寄附することができます。ご関心のある方はお問い合わせください。

お問い合わせ 曾爾村役場住民生活課 ☎94-2102

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付免除、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意下さい。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

免除期間・納付猶予期間及び後納制度に関することは、「ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)」または、日本年金機構桜井年金事務所(0744-42-0033)にお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療保険から平成30・31年度保険料率改定のお知らせ

○法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

◎保険料率について

■保険料率

(現行) 平成28・29年度	(改正後) 平成30・31年度
・均等割額 44,800円 ・所得割率 8.92% ・1人当たり上限 57万円	・均等割額 45,200円 ・所得割率 8.89% ・1人当たり上限 62万円

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合いましょう。

◎保険料の軽減について

平成30年度以降の保険料軽減措置について

1.所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯(世帯主及び被保険者)の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	⇒	9割軽減
基礎控除額(33万円)を超えない世帯	⇒	8.5割軽減
基礎控除額(33万円)+27.5万円(注)×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	⇒	5割軽減
基礎控除額(33万円)+50万円(注)×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	⇒	2割軽減

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

(注)軽減(2割軽減・5割軽減)拡充の内容

①5割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。

(現行) 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。

(現行) 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

2.被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険〔市町村国保や国保組合は対象となりません〕)の被扶養者であった方は、所得割がかからず、均等割額の5割軽減となります。ただし、上記1の9割軽減、8.5割軽減が適用される場合は、そちらを優先します。

対象期間	所得割額	均等割額
(現行) 平成29年4月～平成30年3月まで	負担なし	7割軽減
(改正後) 平成30年4月～平成31年3月まで	負担なし	5割軽減

3.所得割軽減の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割軽減が廃止されます。(年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の方)

(現行) 賦課のもととなる所得金額が 58万円以下 のとき 所得割額 2割軽減

(改正後) 軽減廃止

人口1,490人 (+5)
男 694人 (+4)
女 796人 (+1)
世帯数697世帯 (+7)
(平成30年5月1日現在)

大字別の人口・世帯数

大字	人口	世帯
山 粕	188 (±0)	99 (+1)
掛	102 (-1)	56 (±0)
長 野	179 (+3)	84 (+2)
小長尾	121 (-1)	52 (±0)
今 井	195 (+3)	88 (+2)
塩 井	105 (±0)	51 (±0)
葛	126 (-1)	53 (±0)
太良路	118 (+2)	54 (+2)
伊賀見	356 (±0)	160 (±0)

(平成30年5月1日現在)

高齢者クラブ活動 (全て13:30~)

カラオケ 第1・第3回
大正琴 第1・第3回
民謡 月1回
手芸 月1回 (金)
陶芸 第4回 (水)
民踊 第2・第4回
大正琴
アミーゴ 月2回 (10:00~)
せせらぎ 月2回 (13:00~)

●発行 曾爾村役場
●編集 総務課
〒633-1212
奈良県宇陀郡曾爾村
大字今井495-1
☎ 0745-94-2101
FAX 94-2066
●印刷 伊和印刷
●広報曾爾題字
故 清水公照
(第207世、第208世
東大寺別当)

ほけん事業予定表 (6月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
食生活改善推進員会定例会	6月7日(木)	9:30~13:00	食生活改善推進員	○場所：老人福祉センター ○内容：調理実習 集団健診啓発品の試作
保健推進員会定例会	6月7日(木)	19:30~20:30	保健推進員	○場所：曾爾村役場 ○内容：曾爾村の健康課題について、集団健診役割分担
のびのび広場	6月20日(水)	10:00~12:00	保育園未入園児と保護者	○場所：曾爾保育園 ○内容：身体測定、発達相談 *心理士の小田先生が来てくれます

図書室だより

開館日 月~金曜日(祝祭日は休館)
…8時30分~17時00分
毎週土曜日…13時~17時
(土曜日の開室は日直対応となります。)
☆平日、図書室に職員がいませんので、教育委員会事務局までお越しください。

○おはなし会
日時 6月14日(木) 10時~11時
場所 曾爾保育園遊戯室

ふれあいサロンの開催について

日時 6月20日(水) 13時~15時予定
場所 曾爾ふれあいセンター(曾爾村大字山粕)
内容 ロマンチックティッシュカバー
持ち物 はぎれ(縦・横36cm2枚)・ボタン(2個)・待ち針・糸・縫い針
ふれあいセンターでも用意します。

善意銀行

森澤 幸一さんより
亡母 キヨ子さんの生前のご厚情に対し金一封
鍛冶 奈良由さんより
亡父 嘉成さんの生前のご厚情に対し金一封
熊本 昌史さんより
亡父 美正さんの生前のご厚情に対し金一封
北出 義治さんより
亡母 美代子さんの生前のご厚情に対し金一封
尊い善意をお寄せ下さりまして、誠にありがとうございました。

蛍まつり

今年も夏の風物詩、「ほたるまつり」を開催します。
去年も多くの方で賑わい大いに盛り上がりしました。

自然豊かな曾爾村の魅力も多くの方に知っていただき、曾爾村の魅力を伝えていきたいと思っております。模擬店等もごぞいます是非お立ち寄り下さい。

また、会場周辺にお住まいの方にはご迷惑をお掛けするかと思っておりますがご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日時 6月16日(土)、23日(土)
17:00~21:00

場所 蛍公園(模擬店は葛郵便局横)
駐車場 ファームガーデン(無料シャトルバスで送迎します)

お問い合わせ ☎94-2106 曾爾村観光協会事務局まで

出生おめでとうございます

4月17日 大字山粕 山本 珠空 くん
(父 雅彦さん)(母 真由さん)

謹んでお悔やみ申し上げます

4月14日 大字今井 森澤キヨ子さん (93歳)
4月30日 大字小長尾 鍛冶 嘉成さん (95歳)
5月 8日 大字今井 熊本 美正さん (89歳)
5月18日 大字塩井 北出美代子さん (87歳)